

証券コード：6005
平成27年6月10日

株主各位

愛媛県松山市堀江町7番地
三浦工業株式会社
取締役社長 高橋 祐二

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時（開場時間 午前9時30分）
2. 場 所 愛媛県松山市堀江町1165番地1
三浦研修所 1階 大講義室（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）
◎会場が満席となった場合は第2会場をご案内させていただきますので
ご了承いただきますようお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第57期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第57期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役11名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日、当社の役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.miuraz.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済状況は、国内においては、円安の定着による輸出環境の改善や政府の経済対策などにより、景況感に明るい兆しが見えはじめました。海外においては、中国は拡大基調が継続しておりますが、一部に景気減速が懸念されるようになりました。米国は金融緩和政策に支えられ、堅調に推移しております。

このような状況の中でミウラグループは、世界各地でお客様が抱えられている様々な問題に対して、「トータルソリューション」の提供が行える企業を目指して、ボイラーを複数台設置するMI(多缶設置)システム、水処理装置、未利用熱回収機器や排熱回収関連製品といった「熱・水・環境」だけでなく、大幅な節電効果を実現する蒸気駆動エアコンプレッサなど空気や電気の分野においても、お客様に様々なソリューションを提供する活動を進めてまいりました。メンテナンス事業においては、ICT(情報通信技術)の積極的な活用により、さらに迅速で上質なメンテナンスサービスの提供に努めてまいりました。

海外においては、グローバル化を加速させるため、タイ、オランダ及びトルコに現地法人を設立しました。また、米州事業において、環境の変化に対して迅速に意思決定を行うため統括会社を設立し、北中南米全域の現地法人をこの統括会社の子会社とする組織再編を行いました。

当連結会計年度の連結業績につきましては、国内においては、設備投資意欲の回復などにより、貫流ボイラーや船用機器の販売が好調に推移し、メンテナンスも増収となりました。また、海外においては、アジア各国の販売が好調に推移したことにより、増収となりました。この結果、売上高は904億2千4百万円と前期(855億3千5百万円)に比べ5.7%増となり、過去最高を更新しました。

利益面につきましては、人件費や設備投資による減価償却費などが増加しましたが、過去最高となった増収効果により、営業利益は90億1千1百万円と前期(89億6千5百万円)に比べ0.5%増、経常利益は為替差益の発生などにより107億9千9百万円と前期(102億9千8百万円)に比べ4.9%増、当期純利益は74億6千4百万円と前期(62億8千8百万円)に比べ18.7%増となり、営業利益以外は過去最高となりました。セグメント別売上高の状況は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分方法を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

セグメント別売上高

	区 分	第56期(平成26年3月期)		第57期(平成27年3月期)		増 減 率
		売上高	構成比	売上高	構成比	
国内	機器販売業	(百万円) 47,188	(%) 55.2	(百万円) 48,842	(%) 54.0	(%) 3.5
	メンテナンス事業	25,217	29.5	25,755	28.5	2.1
海外	機器販売業	10,301	12.0	12,603	13.9	22.3
	メンテナンス事業	2,827	3.3	3,222	3.6	14.0
合 計		85,535	100.0	90,424	100.0	5.7

【国内機器販売事業】

国内機器販売事業は、食品機械及びメディカル機器は、消費税率引上げの反動で、低調に推移しましたが、ボイラー及び関連機器や水処理機器及び船用ボイラーは、引き続き好調に推移しました。この結果、当事業の売上高は488億4千2百万円と前期(471億8千8百万円)と比べ3.5%増となりました。セグメント利益につきましては、ベースアップの実施や増員などによる人件費、バラスト水処理装置など新製品の研究費及び減価償却費などが増加したことにより21億7千1百万円と前期(28億7千4百万円)と比べ24.5%減となりました。

【国内メンテナンス事業】

国内メンテナンス事業は、設置台数の増加と有償保守契約取得の積極的な活動により、売上を伸ばしました。この結果、当事業の売上高は257億5千5百万円と前期(252億1千7百万円)と比べ2.1%増となりました。セグメント利益につきましては、ベースアップの実施や増員などにより人件費が増加しましたが、増収効果により59億1千1百万円と前期(54億6千6百万円)と比べ8.2%増となりました。

【海外機器販売事業】

海外機器販売事業は、中南米への売上が低調だったため米国では減収となりましたが、中国や韓国、台湾では国営企業や財閥企業などへの積極的な提案活動により売上を伸ばしました。また、アセアンにおいてもタイ向けの売上は不調でしたが、その他のアセアン域内の売上は増加しました。さらに円安効果もあり、当事業の売上高は126億3百万円と前期(103億1百万円)と比べ22.3%増となりました。セグメント利益につきましては、ベースアップの実施や増員などにより人件費が増加しましたが、増収効果により8億1千6百万円と前期(3億5千8百万円)と比べ127.7%増となりました。

【海外メンテナンス事業】

海外メンテナンス事業は、メンテナンス網の積極的な拡大や大手ユーザーに対する有償保守契約の取得活動を行いました。この結果、当事業の売上高は32億2千2百万円と前期(28億2千7百万円)と比べ14.0%増となりました。セグメント損益につきましては、各国とも積極的なメンテナンス網の拡大に伴う経費が増加したことから、△1億4千5百万円と前期(1億1千5百万円)の利益から一転損失となりました。

株主優待制度導入のお知らせ

株主の皆様のご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高め、より多くの方々に中長期的に当社株式を保有していただき、当社の事業へのご理解をいただくことを目的に、株主優待制度を導入いたしました。

平成27年3月31日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式100株（1単元）以上を保有する株主様を対象に開始しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は65億1千5百万円で、その主なものは次のとおりであります。

なお、これらの設備投資は、自己資金によりまかさないました。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

ボイラー用水処理薬品等の製造工場（国内）

舶用ボイラー等の組立工場（国内）

ボイラー用補器類の製造工場（国内）

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

ボイラー等の製造工場（台湾）

ボイラー主要部品の製造工場（国内）

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、減失

ボイラー用水処理薬品等の旧製造工場の土地・建物等の売却（国内）

(注) ボイラー等の製造工場（台湾）は平成27年3月に完成しておりますが、台湾現地法人の決算日は12月31日であるため、同日現在のものとしてロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充に記載しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第 54 期 (平成24年3月期)	第 55 期 (平成25年3月期)	第 56 期 (平成26年3月期)	第 57 期 (当連結会計年度) (平成27年3月期)
売 上 高(百万円)	74,593	78,157	85,535	90,424
当 期 純 利 益(百万円)	3,577	5,187	6,288	7,464
1株当たり当期純利益(円)	31.02	45.38	55.92	66.37
総 資 産(百万円)	102,627	105,941	117,498	129,525
純 資 産(百万円)	82,629	86,029	92,177	103,218
1株当たり純資産額(円)	716.44	764.38	818.33	915.75

(注) 平成26年10月1日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第54期(平成24年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
三 浦 ア ク ア テ ッ ク 株 式 会 社	50	100.0	水処理装置、薬品の製造
三 浦 精 機 株 式 会 社	40	100.0	ボイラーの主要部品、 移送ポンプの製造
三 浦 工 機 株 式 会 社	40	100.0	ボイラーの主要部品の 製造
三 浦 テ ク ノ 株 式 会 社	50	100.0	水処理装置、食品機械、 メディカル機器の主要 部品の製造
株式会社三浦マニファクチャリング	50	100.0	ボイラー、水処理装置、 食品機械、メディカル機 器の加工・塗装・組立
三 浦 マ シ ン 株 式 会 社	90	100.0	水管ボイラー等の加工 ・塗装・組立
韓 国 M I U R A 工 業 株 式 会 社	(百万ウォン) 11,402	99.6	ボイラー等の製造販売 及びメンテナンス
M I U R A C A N A D A C O . , L T D .	(千カナダドル) 16,919	(100.0)	ボイラー等の製造販売 及びメンテナンス
M I U R A N O R T H A M E R I C A I N C .	(千米ドル) 15,505	(100.0)	ボイラー等の販売及び メンテナンス
三 浦 工 業 設 備 (蘇 州) 有 限 公 司	(百万元) 223	100.0	ボイラー等の製造販売 及びメンテナンス
M I U R A M A N U F A C T U R I N G A M E R I C A C O . , L T D .	(千米ドル) 23,996	(100.0)	ボイラー等の製造
M I U R A S O U T H E A S T A S I A P T E . L T D .	(千米ドル) 3,335	100.0	ボイラー等の販売及び メンテナンス
P T . M I U R A I N D O N E S I A	(百万ルピア) 161,165	89.7	ボイラー等の製造販売 及びメンテナンス
三 浦 鍋 爐 股 份 有 限 公 司	(百万新台幣ドル) 340	100.0	ボイラー等の製造販売 及びメンテナンス
M I U R A I N T E R N A T I O N A L A M E R I C A S I N C .	(千米ドル) 40,835	100.0	北中南米における子会 社の管理・統括及び投資 対応

- (注) 1. 上記の重要な子会社15社は、当社の連結対象会社であります。
2. 平成26年7月1日付で、MIURA MANUFACTURING KOREA CO., LTD. の全株式を売却いたしました。

3. 平成27年2月24日に、MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. を設立いたしました。当該子会社は、連結の範囲に含めております。
4. MIURA CANADA CO., LTD.、MIURA NORTH AMERICA INC.、MIURA MANUFACTURING AMERICA CO., LTD. は、MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. の関係会社であるため、MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. の出資比率を（ ）で示しております。
5. 株式会社三浦マニファクチャリング、三浦テクノ株式会社及び三浦精機株式会社は、平成27年4月1日をもって社名を株式会社三浦マニファクチャリングとして3社合併いたしました。
6. MIURA NORTH AMERICA INC. 及びMIURA MANUFACTURING AMERICA CO., LTD. は、平成27年4月1日をもって社名をMIURA AMERICA CO., LTD. として合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、国内においては、引続き、設備投資が堅調に推移し、ボイラーだけでなく水処理機器や食品機械などの売上も増加するものと予想しております。また、バラスト水管理条約が近く発効する可能性が高まっていることから、バラスト水処理装置の販売も本格化するものと予想しております。

海外においては、中国での石炭焚ボイラーから、ガス焚ボイラーへの入替の促進など、アジア各国の販売は強含みで推移すると予想しております。また、米国においても堅調な景気や中南米への売上が回復することにより増収になると予想しております。一方メンテナンス事業では、海外での従業員教育に注力してメンテナンス契約の取得に努めながら、さらに拠点展開を図ってまいります。

① 新製品の開発

日本国内においては、ボイラーだけでなく水処理機器、食品機械、メデイカル機器、未利用熱回収機器、環境分析機器など、工場全体のトータルソリューションを提供できる新製品を積極的に開発してまいります。また、舶用事業においては、新たな市場として期待されているバラスト水処理装置の開発改良を進めてまいります。

② 海外への日本のビジネスモデルの展開

世界のお客様に、日本と同質のサービスを提供できるよう、生産拠点のグローバル展開、各国の拠点網の拡充、オンラインメンテナンス体制の充実、従業員の教育に注力してまいります。

③ グローバル経営管理の整備

海外法人の活動状況の「見える化」を促進し収益の改善を行うため、日本で培った生産システムや販売管理システムを海外法人へ導入してまいります。また、それらのシステムで収集されたデータをグループ全体で共有し、グローバル経営戦略に資するデータの提供ができるシステムを構築

してまいります。

④ コーポレート・ガバナンス体制の強化

当社は、監督機能の強化を図り、取締役会での更なる議論の活性化を図るなど、取締役会の改革をさらに進めるため、監査等委員会設置会社へ移行する定款変更案を平成27年6月26日開催予定の定時株主総会に付議する予定です。

株主の皆様におかれましては、何卒、一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、小型貫流ボイラー、水管ボイラー、冷熱機器、水処理装置、薬品及び付帯機器の製造販売並びにこれらに伴う諸工事、メンテナンスを主な事業としております。セグメント別の主要な製品・商品は、次のとおりであります。

	区 分	主 要 製 品 ・ 商 品
国 内	機 器 販 売 事 業	蒸気ボイラ、温水ボイラ、熱媒ボイラ、廃熱ボイラ、排ガスボイラ、未利用温水蒸気化システム、船用補助ボイラ、バラスト水処理装置、船用造水装置、蒸気駆動エアコンプレッサ、ボイラ給水加温ユニット、廃温水利用蒸気発生装置、クローズドドレン回収装置、フラッシュ蒸気発生装置、純水システム、ろ過システム、脱気装置、軟水装置、ボイラ用薬品、水処理薬品、家庭用軟水器、ボイラ水処理システム、クーリングタワー水処理システム、蒸気滅菌器、器具除染用洗浄器、減圧沸騰式洗浄器、システム乾燥器、真空冷却機、解凍装置、レトルト殺菌機、蓄氷型冷水装置、蒸気調理機、ダイオキシン類分析、ダイオキシン類自動前処理装置、PCB分析前処理装置
	メンテナン ンス事業	ZMP（3年間有償保守管理）契約、点検契約、MZM（ドック時総合保守）点検、有償メンテナンス、リースレンタル、各種部品
海 外	機 器 販 売 事 業	蒸気ボイラ、温水ボイラ、熱媒ボイラ、廃熱ボイラ、排ガスボイラ、船用補助ボイラ、バラスト水処理装置、船用造水装置、蒸気駆動エアコンプレッサ、軟水装置、ボイラ用薬品、ボイラ水処理システム、蒸気滅菌器、減圧沸騰式洗浄器、真空冷却機、解凍装置
	メンテナン ンス事業	点検契約、MZM（ドック時総合保守）点検、有償メンテナンス、各種部品

(注)「国内」の区分は国内連結会社、「海外」の区分は海外連結会社の事業活動に係るものであります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	愛媛県松山市
支 店	札幌（北海道札幌市）、盛岡（岩手県盛岡市）、仙台（宮城県仙台市）、福島（福島県郡山市）、新潟（新潟県新潟市）、長野（長野県長野市）、高崎（群馬県高崎市）、太田（群馬県太田市）、栃木（栃木県宇都宮市）、埼玉（埼玉県さいたま市）、西埼玉（埼玉県熊谷市）、茨城（茨城県土浦市）、千葉（千葉県千葉市）、東京（東京都港区）、横浜（神奈川県横浜市）、厚木（神奈川県厚木市）、静岡（静岡県静岡市）、浜松（静岡県浜松市）、三河（愛知県安城市）、名古屋（愛知県清須市）、名古屋西部（岐阜県羽島郡）、北陸（石川県金沢市）、大阪（大阪府東大阪市）、大阪広域（大阪府茨木市）、京都（京都府京都市）、滋賀（滋賀県栗東市）、神戸（兵庫県神戸市）、姫路（兵庫県姫路市）、岡山（岡山県岡山市）、広島（広島県広島市）、北四国（愛媛県松山市）、南四国（徳島県徳島市）、福岡（福岡県福岡市）、西九州（佐賀県佐賀市）、東九州（大分県大分市）、南九州（熊本県熊本市）

② 子会社

名 称	所 在 地
三浦アクアテック株式会社	本社及び工場（愛媛県松山市）
三浦精機株式会社	本社及び工場（愛媛県松山市）
三浦工機株式会社	本社及び工場（愛媛県西予市）
三浦テクノ株式会社	本社及び工場（愛媛県松山市）
株式会社三浦マニファクチャリング	本社及び工場（愛媛県松山市）
三浦マシン株式会社	本社及び工場（愛媛県松山市）
韓国MIURA工業株式会社	本社（大韓民国ソウル特別市）、工場（大韓民国忠清南道天安市）
MIURA CANADA CO., LTD.	本社及び工場（カナダ オンタリオ州）
MIURA NORTH AMERICA INC.	本社（アメリカ合衆国ジョージア州）
三浦工業設備（蘇州）有限公司	本社及び工場（中華人民共和国蘇州市）
MIURA MANUFACTURING AMERICA CO., LTD.	本社及び工場（アメリカ合衆国ジョージア州）
MIURA SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.	本社（シンガポール共和国）
P.T. MIURA INDONESIA	本社及び工場（インドネシア共和国西ジャワ州）
三浦鍋爐股份有限公司	本社（台湾台北市）、工場（台湾台南市）
MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC.	本社（アメリカ合衆国ジョージア州）

(7) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

	事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内	機器販売事業	1,793	93 増
	メンテナンス事業	1,357	25 増
海外	機器販売事業	586	49 増
	メンテナンス事業	381	31 増
スタッフ		292	6 増
合計		4,409	204 増

- (注) 1. 上記の他に、臨時従業員が263名おります。
2. スタッフとして記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している従業員であります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	2,149	58 増	39.4	14.7
女性	664	43 増	32.2	7.7
合計または平均	2,813	101 増	37.7	13.1

- (注) 上記の他に、臨時従業員が137名おります。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 300,000,000株
 (注)平成26年10月1日付にて実施した株式分割(1株を3株に分割)に伴い、200,000,000株増加しております。
- ② 発行済株式の総数 112,466,270株（自己株式12,824,842株を除く）
 (注)平成26年10月1日付にて実施した株式分割(1株を3株に分割)に伴い、発行済株式の総数は83,527,408株、自己株式は8,549,240株増加しております。
- ③ 株主数 10,634名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	(千株)	(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	11,912	10.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,460	7.52
株 式 会 社 伊 予 銀 行	5,329	4.74
株 式 会 社 愛 媛 銀 行	5,017	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	4,967	4.42
三 浦 工 業 従 業 員 持 株 会	4,558	4.05
愛 媛 県	3,000	2.67
公益財団法人三浦教育振興財団	3,000	2.67
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,984	2.65
いよぎんリース株式会社	2,906	2.58

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算定しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
 (株式報酬型ストック・オプション)

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
発行決議日	平成24年6月28日	平成25年6月27日	平成26年6月27日
新株予約権の発行日	平成24年7月17日	平成25年7月16日	平成26年7月16日
新株予約権の保有者数	取締役 10名	取締役 11名	取締役 11名
新株予約権の発行総数	344個	325個	235個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 103,200株	普通株式 97,500株	普通株式70,500株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	1株当たり1円	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年7月18日から平成24年7月17日まで	平成25年7月17日から平成25年7月16日まで	平成26年7月17日から平成26年7月16日まで
新株予約権の主な行使条件	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。	当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できる。

- (注) 1. 当社監査役については、新株予約権を交付していません。
 2. 上記新株予約権の付与については、役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度廃止に伴い実施しております。
 3. 平成26年10月1日付で行った1株を3株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」は調整されております。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し、交付した新株予約権の状況
 該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	高橋 祐二		公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事
代表取締役副社長	芹口 慶久	新事業開発本部長	
代表取締役副社長	野口 明彦		
常務取締役	細川 公明	船用事業本部長	三浦マシン株式会社代表取締役会長
常務取締役	越智 康夫	アクア事業本部長兼 環境事業本部長	三浦アクアテック株式会社代表取締役会長
常務取締役	福島 広司	BP事業推進本部長	
常務取締役	西原 正勝	人 事 部 長 兼 総 務 部 長	
取 締 役	丹下 聖吾	生 産 本 部 長	三浦精機株式会社代表取締役会長 三浦工機株式会社代表取締役会長 三浦テクノ株式会社代表取締役会長 株式会社三浦マニファクチャリング代表取締役会長
取 締 役	宮内 大介	米州事業本部長	MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. President MIURA NORTH AMERICA INC. President
取 締 役	森松 隆史	技 術 本 部 長	
取 締 役	兒島 好宏	アジア事業本部長兼 国際事業推進本部長	韓国MIURA工業株式会社代表理事 三浦工業設備(蘇州)有限公司董事長
常勤監査役	福島 莊司		
常勤監査役	林 茂登志		
監 査 役	山本 卓也		弁護士
監 査 役	荒木 孝雄		
監 査 役	佐伯 直輝		公認会計士・税理士

- (注) 1. 公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会は、小型貫流ボイラーの安全性を高めるための活動を行っており、当社は当該公益財団法人の会員として積極的に参加しております。
2. 平成26年6月27日付で、取締役福島広司氏及び取締役西原正勝氏は常務取締役に就任いたしました。
3. 平成26年6月27日開催の第56回定時株主総会において、佐伯直輝氏が監査役に選任され就任いたしました。
4. 常勤監査役福島莊司氏は、昭和56年から平成14年までの期間、当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役佐伯直輝氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役山本卓也、荒木孝雄、佐伯直輝の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	ストック・オプション
取 締 役	11 名	432 百万円	350 百万円	82 百万円
監 査 役 (うち社外)	6 (4)	34 (14)	34 (14)	— (—)
合 計	17	467	385	82

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役報酬限度額(使用人分給と相当額は含まない)は年額5億4千万円(平成19年6月28日 第49回定時株主総会決議)、監査役報酬限度額は年額8千万円(平成24年6月28日 第54回定時株主総会決議)であります。
 なお、取締役については、この報酬限度額とは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる報酬額として年額1億円以内とすることが決議されております。(平成24年6月28日 第54回定時株主総会決議)
2. スtock・オプションは、当事業年度の職務執行に対応する部分の金額であります。
3. 上記には、平成26年6月27日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対する当事業年度に係る報酬額を含めて記載しております。

③ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況	活 動 状 況
監査役	山本卓也	取締役会 13回 監査役会 13回	弁護士としてコンプライアンスや企業法務について発言、アドバイスを行っております。
監査役	荒木孝雄	取締役会 14回 監査役会 13回	学識経験者として社会倫理の遵守や経営の透明性の観点から業務全般について、適宜発言を行っております。
監査役	佐伯直輝	取締役会 9回 監査役会 9回	公認会計士・税理士として財務及び会計について、適宜発言を行っております。

- (注) 1. 当事業年度に開催した取締役会は17回、監査役会は13回であります。
2. 監査役佐伯直輝氏が監査役に就任いたしました平成26年6月27日以降、当事業年度に開催した取締役会は12回、監査役会は9回であります。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりませんが、監査役5名のうち社外監査役として3名を置いております。社外監査役は、会計や法務の専門家などからも選任し、代表取締役を中心とした業務執行機関に対する監督・監視機能が十分に発揮されておりましたので、会社法改正に伴い、現体制に追加して社外取締役を置くよりも、監査等委員会設置会社への移行も含めて当社にとってより有効で適切なガバナンス体制の構築を検討していたため、現時点では社外取締役は置いておりません。

なお、上記の検討の結果、平成27年6月26日開催を予定しております第57回定時株主総会において必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行し、議決権のある監査等委員である取締役5名（うち社外取締役3名）を置くことにより、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることといたします。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

		支 払 額
(1)	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32百万円
(2)	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人より、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、IFRS導入に関する助言指導等を受けております。
3. 当社の連結子会社のうち、韓国MIURA工業株式会社、MIURA CANADA CO., LTD.、MIURA NORTH AMERICA INC.、三浦工業設備(蘇州)有限公司、MIURA MANUFACTURING AMERICA CO., LTD.、MIURA SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.、PT. MIURA INDONESIA、三浦鍋爐股份有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の監査又はレビューを受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会の選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンスの実効性を高めるため、コンプライアンス体制の整備及び法令遵守活動を推進する。
- ロ. 「ミウラグループ企業行動規範」遵守の徹底を図るため、社内規程・マニュアルの整備、コンプライアンス教育を実施する。
- ハ. 公益通報者保護法への対応として、「内部通報制度」を採用し、受け付けた通報は速やかに対応する。法令違反等の事実が判明した場合には、関係部署においては是正措置及び再発防止策等を策定し、実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な文書は、社内規程に基づき、適切な保存、管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 情報、品質、環境、安全、災害等に係るリスクについては、「ミウラグループリスクマネジメント基本規程」を制定し、リスク分類ごとに「情報管理規程」、「品質保証規程」、「環境マネジメントシステム運用管理規程」、「安全衛生管理規程」、「防火・防災管理規程」などを整備し、全社的なリスク・マネジメント体制を構築する。
- ロ. 海外事業リスクについては、国際事業推進会議で事業計画等を十分に検討し、新地域への進出等、重要な事項については、取締役会あるいは執行役員会にて審議を行う。
- ハ. 大規模自然災害や重大事故の発生等の際の緊急時における連絡・情報システムバックアップ体制、並びにその後の危機管理体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うため、取締役会と執行役員会の適切な役割分担と連携を図る。
- ロ. 職務権限、業務分掌、決裁に関する社内規程を整備し、適正かつ効率的に職務執行が行われる体制を構築する。

- ⑤ 当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. ミウラグループ理念体系を構築し、ミウラグループの企業理念・経営指針・行動指針等を共有するとともに、グループ各社の社長もコンプライアンス推進責任者として、グループとしてのガバナンスを強化する。
 - ロ. グループ共有ルールの制定やグループ各社の社内規程整備推進により、グループ全体に適用するコンプライアンス体制、リスク・マネジメント体制を構築する。
 - ハ. グループ会社の管理については、役員等を派遣し、経営・事業執行状況を確認するとともに、監査部門による監査を定期的に行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する専属の使用人を配置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の人事異動、人事考課、懲罰等については、監査役の事前の同意を得る。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または職務執行に関し不正の行為もしくは法令・定款に違反する行為を発見した場合は、監査役に対し報告を行う。
 - ロ. 取締役及び使用人は、監査役からその業務執行に関し報告を求められた場合には、遅滞なく報告を行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、内部監査・総務・経理部門等に対し、調査・補助等を要請することができる。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制整備
財務報告に係る透明性・信頼性を確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制委員会を設置する。

⑩ 反社会的勢力を排除するための体制

- イ. 「ミウラグループ企業行動規範」において、法令を遵守することはもちろん、企業倫理に照らして誠実かつ公正に業務を遂行することを企業活動の重要な基本方針とし、反社会的な活動を行う団体や勢力とは一切の関係を持たない。
- ロ. 企業行動規範をミウラグループ全体に周知するため、従業員研修を実施する。
- ハ. 反社会的勢力への対応については、総務部門が中心となり、企業として毅然とした態度で臨み、所轄の警察署や顧問弁護士の指導を仰ぎながら、不当な要求に対しては断固として応じない。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社定款には、会社法第459条第1項の規定による定めを設けておりません。

なお、平成27年6月26日に開催予定の第57回定時株主総会で定款変更の決議がなされた場合、取締役会においても剰余金の配当等の決定をすることができることとなる予定であります。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	75,480	流 動 負 債	23,798
現金及び預金	20,310	支払手形及び買掛金	3,201
受取手形及び売掛金	25,094	関係会社短期借入金	30
リース投資資産	2,065	未払法人税等	1,174
有価証券	11,873	前受金	7,865
商品及び製品	4,901	製品保証引当金	634
仕掛品	2,491	賞与引当金	3,522
原材料及び貯蔵品	5,621	株主優待引当金	37
繰延税金資産	2,120	環境対策引当金	9
その他	1,074	資産除去債務	13
貸倒引当金	△73	その他	7,308
固 定 資 産	54,044	固 定 負 債	2,508
有形固定資産	39,275	繰延税金負債	1,628
建物及び構築物	21,812	役員退職慰労引当金	55
機械装置及び運搬具	3,368	退職給付に係る負債	445
土地	11,674	その他	380
リース資産	58	負 債 合 計	26,307
建設仮勘定	859	純 資 産 の 部	
その他	1,501	株 主 資 本	98,883
無形固定資産	659	資 本 金	9,544
投資その他の資産	14,109	資 本 剰 余 金	10,088
投資有価証券	11,072	利 益 剰 余 金	86,306
退職給付に係る資産	1,651	自 己 株 式	△7,056
繰延税金資産	76	その他の包括利益累計額	4,108
長期預金	100	その他有価証券評価差額金	2,560
その他	1,240	為替換算調整勘定	3,030
貸倒引当金	△32	退職給付に係る調整累計額	△1,483
資 産 合 計	129,525	新株予約権	205
		少数株主持分	21
		純 資 産 合 計	103,218
		負 債 純 資 産 合 計	129,525

連結損益計算書

(平成26年4月 1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		90,424
売 上 原 価		53,380
売 上 総 利 益		37,044
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		28,032
営 業 利 益		9,011
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	155	
受 取 配 当 金	148	
受 取 賃 貸 料	394	
為 替 差 益	549	
そ の 他	570	1,817
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	29	29
経 常 利 益		10,799
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	10	10
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	57	
固 定 資 産 除 却 損	83	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	87	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	15	249
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		10,559
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,006	
法 人 税 等 調 整 額	87	3,094
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		7,465
少 数 株 主 利 益		0
当 期 純 利 益		7,464

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月 1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	9,544	10,088	78,552	△7,053	91,132
会計方針の変更による 累積的影響額			2,538		2,538
会計方針の変更を反映した 当期首残高	9,544	10,088	81,090	△7,053	93,670
当期変動額					
剰余金の配当			△2,249		△2,249
当期純利益			7,464		7,464
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分					—
連結範囲の変動					—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	5,215	△2	5,212
当期末残高	9,544	10,088	86,306	△7,056	98,883

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	860	1,405	△1,362	903	122	18	92,177
会計方針の変更による 累積的影響額							2,538
会計方針の変更を反映した 当期首残高	860	1,405	△1,362	903	122	18	94,715
当期変動額							
剰余金の配当							△2,249
当期純利益							7,464
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							—
連結範囲の変動							—
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	1,700	1,625	△120	3,204	82	2	3,289
当期変動額合計	1,700	1,625	△120	3,204	82	2	8,502
当期末残高	2,560	3,030	△1,483	4,108	205	21	103,218

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社は、三浦精機株式会社、韓国MIURA工業株式会社、三浦工機株式会社、三浦テクノ株式会社、株式会社三浦マニファクチャリング、三浦マシン株式会社、MIURA CANADA CO., LTD.、MIURA NORTH AMERICA INC.、三浦アクアテック株式会社、三浦工業設備(蘇州)有限公司、MIURA MANUFACTURING AMERICA CO., LTD.、MIURA SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.、PT. MIURA INDONESIA、三浦鍋爐股份有限公司、MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. の15社であり、非連結子会社は、三浦環境マネジメント株式会社、株式会社ミウラ・エス・エー、MIURA BOILER MEXICO, S. A. DE C. V.、MIURA BOILER DO BRASIL, LTDA.、MIURA INDUSTRIES (THAILAND) CO., LTD.、MIURA NETHERLANDS B. V.、MIURA TURKEY HEATING SYSTEMS INDUSTRY CO., LTD. であります。

当社の子会社である韓国MIURA工業株式会社がその子会社であるMIURA MANUFACTURING KOREA CO., LTD. の全株式を売却したため、第3四半期連結会計期間より、同社を連結の範囲から除外しております。

また、当社が当連結会計年度においてMIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. を設立したため、同社を連結の範囲に含めております(みなし取得日 平成27年3月31日)。

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子会社7社及び関連会社3社(MARUSE ENGINEERING (V) CO., LTD.、株式会社丹波工業所、アイム株式会社)の投資については、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず、原価法によっております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、韓国MIURA工業株式会社、MIURA CANADA CO., LTD.、MIURA NORTH AMERICA INC.、三浦工業設備(蘇州)有限公司、MIURA MANUFACTURING AMERICA CO., LTD.、MIURA SOUTH EAST ASIA PTE. LTD.、PT. MIURA INDONESIA、三浦鍋爐股份有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式(持分法非適用の非連結子会社及び関連会社)	移動平均法による原価法
その他有価証券	
イ. 時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
ロ. 時価のないもの	移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
製品、半製品、仕掛品は主として個別法
商品のうち薬品及び軟水器は総平均法、その他の商品は個別法
原材料は主として総平均法
貯蔵品は最終仕入原価法

(5) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法を基準としております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～65年
機械装置	6～12年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(6) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品等の無償アフターサービスに係る製品保証費に備えるため、保証期間中の製品保証費を過去の実績に基づいて計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づき当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

⑤ 環境対策引当金

将来の環境対策に要する支出(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用)のうち、当連結会計年度においてその金額を合理的に見積もることができる処理費用について、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる金額を計上しております。

⑥ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(7) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の海外連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(9) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(10) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	為替予約取引
ヘッジ対象	外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

営業上発生する一定額以上の外貨建金銭債権債務の範囲内で、為替相場の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引で振当処理によっているものについては、有効性の評価を省略しております。

(11) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が2,130百万円減少するとともに、退職給付に係る資産が1,798百万円増加し、利益剰余金が2,538百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ52百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、22.56円、0.46円増加しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 23,452百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数

期末発行済株式数(自己株式を含む)：普通株式 125,291,112株

期末自己株式数：普通株式 12,824,842株

(注) 当連結会計年度末における発行済株式(自己株式を含む)の数は、1株につき普通株式3株とする株式分割(効力発生日：平成26年10月1日)により83,527,408株増加しております。また、当連結会計年度末における自己株式の数は、1株につき普通株式3株とする株式分割(効力発生日：平成26年10月1日)により8,549,130株増加、単元未満株式の買取により1,516株増加しております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,274	34.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年11月4日 取締役会	普通株式	974	26.00	平成26年9月30日	平成26年11月26日
計		2,249			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年6月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額 1,237百万円

1株当たりの配当額 11.00円

基準日 平成27年3月31日

効力発生日 平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 271,200株

(注) 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当連結会計年度末における新株予約権の目的となる株式の数は、当該株式分割後の株式数で記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全運用を最優先として、自己資金の範囲内で主として譲渡性預金と債券での運用を行っております。

デリバティブ取引については、関係会社への外貨建て投資取引における為替相場の変動リスクをヘッジするために為替予約取引を行う場合がございます。

為替予約取引は、外貨建て投資額の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規程に基づき与信管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として債券・株式であり、時価のあるものについては四半期ごとに時価の把握を行っております。

為替予約取引は、取引先金融機関の信用リスクにさらされていますが、格付けの高い金融機関とのみ取引を行うことによりそのリスクを軽減しております。

当社グループでは、デリバティブ取引についての基本方針及び取引限度額は取締役会で決定され、取引の実行及び管理はデリバティブ取引取扱要領に基づき経理部が行っております。重要な内容については取締役会へ報告が行われます。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
①現金及び預金	20,310	20,310	—
②受取手形及び売掛金	25,094	25,094	—
③リース投資資産	2,065	4,395	2,329
④有価証券			
その他有価証券	11,872	11,872	—
⑤投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,000	1,014	14
その他有価証券	9,379	9,379	—
資産計	69,723	72,067	2,344
①支払手形及び買掛金	3,201	3,201	—
②未払法人税等	1,174	1,174	—
負債計	4,376	4,376	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金、④有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③リース投資資産

これらは当該債権の未経過リース期間に対応するリスクフリーレートに信用リスクを加えた率によって現在価値に割引計算を行った価額としております。

⑤投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	193
非上場外国債券	3
非連結子会社及び関連会社株式	496

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④有価証券」及び「⑤投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 915円75銭

1株当たり当期純利益 66円37銭

(注) 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

従業員の退職給付に充てるため、当社及び国内連結子会社6社については、積立型の確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度を、海外連結子会社のうち退職給付制度を設けている4社については、1社が積立型の退職一時金制度と確定拠出年金制度を、1社が非積立型の退職一時金制度を、1社が積立型の確定給付年金制度と確定拠出年金制度を、1社が退職貯蓄プラン(Registered Retirement Saving Plan)をそれぞれ採用しております。

確定給付年金制度と退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、一部の海外連結子会社が有する確定給付年金制度については、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しておりますが、重要性が乏しいことから、「②確定給付制度」ではこれらの制度の数値も含めております。

② 確定給付制度

イ. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,169百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△3,929百万円
会計方針の変更を反映した期首残高	15,240百万円
勤務費用	1,037百万円
利息費用	181百万円
数理計算上の差異の発生額	839百万円
退職給付の支払額	△483百万円
為替レート変動による影響	80百万円
退職給付債務の期末残高	16,895百万円

ロ. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	16,808百万円
期待運用収益	184百万円
数理計算上の差異の発生額	△44百万円
事業主からの拠出額	1,615百万円
退職給付の支払額	△508百万円
為替レート変動による影響	45百万円
年金資産の期末残高	18,101百万円

ハ、退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,865百万円
年金資産	△18,101百万円
	△1,236百万円
非積立型制度の退職給付債務	30百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,206百万円
<hr/>	
退職給付に係る負債	445百万円
退職給付に係る資産	△1,651百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△1,206百万円

ニ、退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	1,032百万円
利息費用	181百万円
期待運用収益	△184百万円
数理計算上の差異の費用処理額	742百万円
過去勤務費用の費用処理額	7百万円
簡便法で計算した退職給付費用	4百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,784百万円

ホ、退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

過去勤務費用	△7百万円
数理計算上の差異	△230百万円
合計	△238百万円

ヘ、退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	△53百万円
未認識数理計算上の差異	△2,203百万円
合計	△2,257百万円

ト. 年金資産に関する事項

a 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

生命保険一般勘定	54%
国内債券	42%
その他	4%
合計	100%

b 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

チ. 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.738%
長期期待運用収益率	1.0%
昇給率	4.9%

③ 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、269百万円であります。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	56,436	流動負債	19,557
現金及び預金	8,722	買掛金	2,638
受取手形	7,933	関係会社短期借入金	30
売掛金	14,369	一年内返済予定 関係会社長期借入金	607
リース投資資産	2,143	未払金	2,289
有価証券	11,872	未払費用	2,020
商品及び製品	2,672	未払法人税等	1,055
仕掛品	1,424	前受金	6,047
原材料及び貯蔵品	4,068	預り金	361
繰延税金資産	1,731	賞与引当金	2,899
関係会社短期貸付金	969	製品保証引当金	498
その他	551	株主優待引当金	37
貸倒引当金	△22	環境対策引当金	10
固定資産	60,664	その他	1,060
有形固定資産	30,317	固定負債	2,472
建物	17,150	関係会社長期借入金	68
構築物	716	繰延税金負債	2,039
機械及び装置	894	その他	364
工具、器具及び備品	1,148	負債合計	22,029
土地	10,020	純資産の部	
建設仮勘定	369	株主資本	92,305
その他	16	資本金	9,544
無形固定資産	592	資本剰余金	10,032
ソフトウェア	477	資本準備金	10,031
その他	115	その他資本剰余金	0
投資その他の資産	29,755	利益剰余金	79,785
投資有価証券	10,572	利益準備金	818
関係会社株式	11,503	その他利益剰余金	78,966
関係会社出資金	3,018	別途積立金	67,480
関係会社長期貸付金	450	繰越利益剰余金	11,486
前払年金費用	3,381	自己株式	△7,056
その他	839	評価・換算差額等	2,560
貸倒引当金	△10	その他有価証券評価差額金	2,560
資産合計	117,100	新株予約権	205
		純資産合計	95,071
		負債純資産合計	117,100

損 益 計 算 書

(平成26年4月 1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		76,415
売 上 原 価		44,575
売 上 総 利 益		31,840
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		24,709
営 業 利 益		7,130
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	355	
受 取 賃 貸 料	945	
為 替 差 益	642	
そ の 他	753	2,696
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	0	
そ の 他	20	20
経 常 利 益		9,806
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	585	587
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	46	
固 定 資 産 除 却 損	66	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	5	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	11	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	753	883
税 引 前 当 期 純 利 益		9,510
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,711	
法 人 税 等 調 整 額	△79	2,632
当 期 純 利 益		6,877

株主資本等変動計算書

(平成26年4月 1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株	株 主 本 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金 合 計			
当期首残高	9,544	10,031	0	10,032	818	65,480	6,532	72,831	△7,053	85,354
会計方針の変更による累積的影響額							2,325	2,325		2,325
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,544	10,031	0	10,032	818	65,480	8,857	75,156	△7,053	87,679
当期変動額										
別途積立金の積立						2,000	△2,000	—		—
剰余金の配当							△2,249	△2,249		△2,249
当期純利益							6,877	6,877		6,877
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分										—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	2,000	2,628	4,628	△2	4,625
当期末残高	9,544	10,031	0	10,032	818	67,480	11,486	79,785	△7,056	92,305

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当期首残高	860	122	86,338
会計方針の変更による累積的影響額			2,325
会計方針の変更を反映した当期首残高	860	122	88,663
当期変動額			
別途積立金の積立			—
剰余金の配当			△2,249
当期純利益			6,877
自己株式の取得			△2
自己株式の処分			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,700	82	1,782
当期変動額合計	1,700	82	6,408
当期末残高	2,560	205	95,071

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
イ. 時価のあるもの	決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております)
ロ. 時価のないもの	移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
製品、半製品、仕掛品は個別法
商品のうち薬品及び軟水器は総平均法、その他の商品は個別法
原材料は総平均法
貯蔵品は最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として、定率法を基準としております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～65年
機械及び装置	6～12年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品等の無償アフターサービスに係る製品保証費に備えるため、保証期間中の製品保証費を過去の実績に基づいて計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 環境対策引当金

将来の環境対策に要する支出(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用)のうち、当事業年度においてその金額を合理的に見積もることができる処理費用について、翌事業年度以降に発生が見込まれる金額を計上しております。

⑥ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引

ヘッジ対象 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

営業上発生する一定額以上の外貨建金銭債権債務の範囲内で、為替相場の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引で振当処理によっているものについては、有効性の評価を省略しております。

(7) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が28百万円減少するとともに、前払年金費用が3,570百万円増加し、繰越利益剰余金が2,325百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ52百万円増加しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、20.68円、0.46円増加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,959百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く) | |
| 短期金銭債権 | 833百万円 |
| 短期金銭債務 | 1,143百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	2,497百万円
仕入高及び外注加工費	11,945百万円
その他の営業取引	613百万円
営業取引以外の取引による取引高	9,777百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 12,824,842株

(注) 当事業年度末における自己株式の数は、1株につき普通株式3株とする株式分割(効力発生日:平成26年10月1日)により8,549,130株増加、単元未満株式の買取により1,516株増加しております。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	1,145百万円
長期未払金	103百万円
未払事業税	93百万円
製品保証引当金	163百万円
投資有価証券・関係会社株式	13百万円
減価償却費	15百万円
減損損失	81百万円
株式報酬費用	66百万円
その他	305百万円
繰延税金資産 計	1,988百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△1,085百万円
その他有価証券評価差額金	△1,210百万円
繰延税金負債 計	△2,296百万円
繰延税金資産の純額	△308百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.1%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は72百万円増加し、法人税等調整額は52百万円増加しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千米ドル)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC.	米国ジョージア州	40,835	北中南米における子会社の管理・統括及び投資対応	(所有)直接100.0	役員 の兼任	出資の引受 (注)1	4,958	—	—
							子会社株式の売却 売却代金 売却益 売却損 (注)2	2,599 585 753		

- (注) 1. MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. 設立のための出資を引き受けたものであります。
2. 株式の譲渡価額はDCF法（ディスカунテッド・キャッシュフロー法）等の株価算定の結果を踏まえ決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 843円51銭

1株当たり当期純利益 61円15銭

(注) 当社は、平成26年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度を設けております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	16,892百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△3,599百万円
会計方針の変更を反映した期首残高	13,293百万円
勤務費用	856百万円
利息費用	140百万円
数理計算上の差異の発生額	645百万円
退職給付の支払額	△366百万円
退職給付債務の期末残高	14,568百万円

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	14,950百万円
期待運用収益	149百万円
数理計算上の差異の発生額	△3百万円
事業主からの拠出額	1,352百万円
退職給付の支払額	△366百万円
年金資産の期末残高	16,081百万円

③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,568百万円
年金資産	△16,081百万円
未積立退職給付債務	△1,512百万円
未認識数理計算上の差異	△1,869百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,381百万円
前払年金費用	△3,381百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△3,381百万円

④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	856百万円
利息費用	140百万円
期待運用収益	△149百万円
数理計算上の差異の費用処理額	693百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,540百万円

⑤ 年金資産に関する事項

イ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

生命保険一般勘定	56%
国内債券	43%
その他	1%
合計	100%

ロ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.738%
長期期待運用収益率	1.0%
昇給率	4.9%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、235百万円であります。

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月25日

三浦工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 世 良 敏 昭[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 原 晃 生[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三浦工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三浦工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月25日

三浦工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 世 良 敏 昭[Ⓔ]

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 原 晃 生[Ⓔ]

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三浦工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等並びに有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認め
ます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人、有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認め
ます。

平成27年5月29日

三 浦 工 業 株 式 会 社 監 査 役 会

常 勤 監 査 役 福 島 莊 司 ⑩

常 勤 監 査 役 林 茂 登 志 ⑩

社 外 監 査 役 山 本 卓 也 ⑩

社 外 監 査 役 荒 木 孝 雄 ⑩

社 外 監 査 役 佐 伯 直 輝 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本に、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図りつつ、会社の連結業績に対応した適正な利益還元を行うことが望ましいと考えております。この方針に従って、剰余金の配当は連結での配当性向30%を目処として、連結業績や財務状況等を総合的に勘案しながら決定し、配当水準の向上に努めてまいりたいと存じます。

当期の剰余金の処分につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

内部留保金は、新技術・新製品への研究開発や生産・販売体制の構築、事業の海外展開など、主に事業基盤・競争力の強化のための投資に活用してまいります。また、環境保全、安全、品質等を高めるための投資や情報システムの再構築などにも充当し、企業価値の向上を図って株主の皆様へ還元させていただく所存です。

1. 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金11円
総額 1,237,128,970円

(注) 当社は、平成26年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。したがって、上記期末配当は株式分割実施前の1株当たり配当額に換算すると、1株につき33円に相当します。これにより、中間配当26円を加えた年間配当は1株当たり59円に相当し、前期と比べ4円の増配となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 2,000,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」という。）が平成27年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、所要の変更を行うものであります。（変更案第4条ならびに第4章、第5章（現行定款第5章の削除を含む）および第6章の規定）
 - ① 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、条文を移設するとともに、所要の変更を行うものであります。なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。（変更案第21条第2項）
 - ② 監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策および配当政策の実施を可能とするとともに、地震その他緊急事態への対処を念頭に置いたリスク管理の一環として、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うことができるようにするために、所要の規定を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款の規定を削除するものであります。（変更案第32条・現行定款第7条）
- (2) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。（変更案第5条）
- (3) 新たな地域への、そして新たな分野への事業展開の更なる促進および経営基盤の強化を目的として監査等委員である取締役以外の取締役の増員が可能となるよう、員数を11名から14名に3名増員するものであります。（変更案第17条）
- (4) 上記の各変更に伴う条数の変更のほか一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法</u>により行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>電子公告</u>により行う。<u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により行うことができないときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 当社は、<u>取締役会の決議</u>によって、<u>市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役 お よ び 取 締 役 会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は<u>11名以内</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第 7 条～第 16 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取 締 役</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社の<u>監査等委員である取締役以外</u>の取締役は<u>14名以内</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(新設)</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 <u>取締役の選任は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して行う。</u></p> <p>3～4 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第19条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(報酬等)</u> 第20条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2 <u>取締役の報酬等は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第21条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 取締役会</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員である取締役以外の取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第27条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p>(招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に 対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	(削除)
<p><u>(員数)</u> 第28条 <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(選任方法)</u> 第29条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	(削除)
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	(削除)
<p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(招集通知)</u> 第32条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> 第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削除)
<p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第 6 章 監査等委員会
(新設)	<u>(常勤監査等委員)</u> 第28条 <u>監査等委員会は、その決議によつて常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(招集通知)</u> 第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 計 算	第 7 章 計 算
第36条 (条文省略)	第31条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> 第32条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) <u>第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p><u>(期末配当金)</u> <u>第37条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(中間配当金)</u> <u>第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(配当金の除斥期間) <u>第39条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間) <u>第34条 剰余金の配当による配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(附則)</u> <u>第57回定時株主総会の終結前の行為に関し、当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

第3号議案 監査等委員である取締役以外の取締役11名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役の全員(11名)が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役11名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たかはしゆうじ 高橋 祐二 (昭和28年11月11日生)	昭和51年 4月 当社入社 平成12年 6月 当社取締役 当社関東支社長 平成14年 8月 当社東日本営業統括部長 平成15年 1月 当社東日本メンテナンス統括部長 8月 当社ボイラ事業本部長 平成16年 1月 当社専務取締役 4月 当社代表取締役社長兼社長執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会代表理事	90,559株
2	せりぐちよしひさ 芹口 慶久 (昭和29年6月27日生)	昭和54年 1月 当社入社 平成12年 6月 当社取締役 当社水処理事業部長 平成15年 8月 当社水処理環境事業本部長 平成16年 4月 当社専務執行役員 当社ボイラ事業本部長 6月 当社専務取締役 平成17年 4月 当社総合営業事業本部長 平成19年11月 当社取締役副社長兼副社長執行役員 (現任) 平成20年 4月 当社国内事業推進本部長 6月 当社代表取締役 (現任) 平成22年 6月 当社事業推進本部長 平成24年 7月 当社新事業開発本部長 (現任)	34,827株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ほそかわきみあき 細川公明 (昭和32年4月16日生)	昭和55年 4月 当社入社 平成11年 3月 当社横浜支店長 平成15年 8月 当社関東統括部長 平成16年 4月 当社執行役員 平成19年 6月 当社取締役 当社総合営業事業本部副本部長 平成20年 4月 当社東日本事業本部長 平成22年 6月 当社特機事業本部長 当社船用事業本部長（現任） 当社常務取締役兼常務執行役員（現任） （重要な兼職の状況） 三浦マシン株式会社代表取締役会長	63, 667株
4	おちやすお 越智康夫 (昭和33年7月29日生)	昭和57年 4月 当社入社 平成12年 7月 当社水処理技術部長 平成16年 7月 当社DS技術部長 平成17年 4月 当社営業技術統括部長 平成18年 8月 当社執行役員 平成19年 6月 当社取締役 当社技術本部長 平成22年 6月 当社常務取締役兼常務執行役員（現任） 平成24年 7月 当社BP事業推進本部長 平成26年 4月 当社西日本事業本部長 7月 当社アクア事業本部長（現任） 当社環境事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） 三浦アクアテック株式会社代表取締役会長	30, 919株
5	ふくしまひろし 福島広司 (昭和31年6月15日生)	昭和53年 3月 当社入社 平成13年 3月 当社大阪支店長 平成15年 8月 当社近畿統括部長 平成16年11月 三浦インターナショナル株式会社執行役員 平成19年 6月 当社取締役 三浦インターナショナル株式会社取締役 平成20年 4月 当社執行役員 当社国際事業本部長 平成21年11月 MIURA NORTH AMERICA INC. President 平成25年 2月 当社米州事業本部長 平成26年 6月 当社常務取締役兼常務執行役員（現任） 7月 当社BP事業推進本部長（現任） 当社西日本事業本部長（現任）	25, 241株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	にしはらまさかつ 西原正勝 (昭和31年12月16日生)	昭和53年 8月 当社入社 平成16年 4月 当社東京支店長 10月 韓国MIURA工業株式会社代表理事 平成20年 7月 当社執行役員 平成21年 7月 当社アジア統括部長 平成22年 6月 当社取締役 当社アジア事業本部長 平成24年 7月 当社国際事業推進本部長 平成25年 7月 当社人事部長（現任） 平成26年 6月 当社常務取締役兼常務執行役員（現任） 平成27年 1月 当社総務部長（現任）	15, 079株
7	たんげせいご 丹下聖吾 (昭和33年12月24日生)	昭和54年10月 当社入社 平成 7年10月 当社東京西部支店長 平成15年 8月 当社船用事業部長 平成16年 4月 株式会社三浦プロテック執行役員 平成19年 6月 当社取締役（現任） 株式会社三浦プロテック取締役 平成20年 4月 当社執行役員（現任） 当社船用事業本部長 平成22年 6月 当社生産本部長（現任） （重要な兼職の状況） 三浦工機株式会社代表取締役会長 株式会社三浦マニファクチャリング代表取締役会長	34, 260株
8	みやうちだいすけ 宮内大介 (昭和37年6月29日生)	平成 9年 4月 当社入社 平成12年 7月 MIURA BOILER WEST, INC. President 平成18年 1月 当社中部統括部長 平成20年 7月 当社システムイノベーション統括部長 平成21年 7月 当社執行役員（現任） 平成22年 1月 当社東日本事業本部副本部長 当社新事業開発本部副本部長 6月 当社取締役（現任） 当社首都圏事業本部長 当社アクア事業本部長 平成24年 7月 当社環境事業本部長 平成26年 7月 当社米州事業本部長（現任） （重要な兼職の状況） MIURA INTERNATIONAL AMERICAS INC. President MIURA AMERICA CO., LTD. President	53, 044株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	もりまつたかし 森松隆史 (昭和39年7月23日生)	昭和62年 4月 当社入社 平成15年 8月 当社技術部長 平成19年 6月 当社ボイラ技術統括部長（現任） 平成20年 7月 当社執行役員（現任） 平成22年 6月 当社取締役（現任） 平成24年 7月 当社技術本部長（現任）	19,521株
10	こじまよしひろ 児島好宏 (昭和37年3月7日生)	昭和57年 4月 当社入社 平成13年11月 当社名古屋MI支店長 平成14年 4月 当社名古屋支店長 平成15年 1月 上海三浦鍋炉有限公司経理 平成16年 1月 三浦工業設備(蘇州)有限公司董事長（現任） 平成22年 7月 当社執行役員（現任） 当社アジア事業本部副本部長 平成25年 6月 当社取締役（現任） 7月 当社アジア事業本部長（現任） 平成26年 4月 韓国MIURA工業株式会社代表理事（現任） 平成27年 1月 国際事業推進本部長（現任） （重要な兼職の状況） 韓国MIURA工業株式会社代表理事 三浦工業設備(蘇州)有限公司董事長	15,945株
11	はらだとしひで 原田俊秀 (昭和32年11月11日生)	昭和55年11月 当社入社 平成 2年 6月 当社奈良営業所長 平成18年 6月 当社経理部長（現任） 平成22年10月 当社経営企画室長（現任） 平成23年 7月 当社執行役員（現任） 平成27年 1月 当社リース推進部長（現任）	21,798株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原田俊秀氏は、新任候補者であります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	はやししげとし 林 茂 登 志 (昭和27年3月5日生)	昭和49年 4月 当社入社 昭和60年 1月 当社新潟支店長 昭和63年11月 当社業務推進部長 平成 2年10月 当社北海道支社長 平成 4年10月 当社北海道東北メンテナンス部長 平成 5年 2月 上海三浦鍋炉有限公司董事(副総経理) 平成10年 4月 当社海外事業部海外営業部長 平成19年 7月 上海三浦鍋炉有限公司董事長(総経理) 平成20年10月 当社内部統制室長兼内部監査室長 平成21年 6月 当社常勤監査役(現任)	8,223株
2	たわらじゅんいち 俵 純 一 (昭和30年5月1日生)	昭和54年 3月 当社入社 平成13年 3月 当社東京支店長 平成15年 8月 当社水処理事業部長 平成16年 4月 当社執行役員 平成19年 6月 当社取締役 当社総合営業事業本部副本部長 平成20年 4月 当社水処理事業本部長 平成21年 6月 当社環境事業本部副本部長 当社執行役員(現任) 平成22年 6月 当社東日本事業本部長 平成24年 4月 当社首都圏事業本部長(現任)	19,360株
3	やまもとたくや 山 本 卓 也 (昭和27年6月16日生)	昭和54年 4月 弁護士登録 昭和62年 4月 第一東京弁護士会常議員 平成 5年 4月 第一東京弁護士会副会長 平成12年 5月 東京簡易裁判所司法委員(現任) 平成18年 6月 当社社外監査役(現任) 平成22年 4月 日本弁護士連合会常務理事 平成24年 6月 一般財団法人日本建築センター理事(現任)	3,000株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	さいきなおき 佐伯直輝 (昭和29年1月7日生)	昭和55年10月 昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 昭和58年 9月 公認会計士登録 12月 税理士登録 平成 6年 7月 佐伯公認会計士事務所・税理士事務所開業 平成17年 6月 愛媛県監査人(包括外部監査) 平成19年 6月 日本公認会計士協会理事 平成24年 7月 四国松山凜監査法人代表社員(現任) 平成26年 6月 当社社外監査役(現任)	0株
5	なかいきよみち 仲井清眞 (昭和24年1月6日生)	平成14年 6月 愛媛大学教授 平成23年 4月 愛媛大学教育研究評議会評議員 愛媛大学産学連携推進センター長 平成26年 4月 愛媛大学名誉教授(現任) 愛媛大学非常勤講師(現任) 7月 東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター共同研究員(現任)	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

- 山本卓也氏、佐伯直輝氏、仲井清眞氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は山本卓也氏および佐伯直輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。また、仲井清眞氏も東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出る予定であります。
- 山本卓也氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務やコンプライアンスに精通しており、また、弁護士活動を通じて企業経営に関する十分な見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。
- 佐伯直輝氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士として監査、会計、税務等企業実務に精通しており、当社業務執行の適法性確保および幅広い経験と見識に基づいた意見により中立的な立場から経営に対する監督ができるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 仲井清眞氏は、大学教授として豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役として独立の立場で幅広い視点から意見を述べることができるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- 当社は、林茂登志氏、俵純一氏、山本卓也氏、佐伯直輝氏、仲井清眞氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

第5号議案 監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会において年額5億4千万円以内とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額について、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、年額5億4千万円以内に設定し、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることをお願いするものであります。

なお、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は11名であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役以外の取締役11名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役以外の取締役は11名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額について、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、年額8千万円以内に設定し、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることをお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役以外の取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額は、平成24年6月28日開催の第54回定時株主総会において、平成19年6月28日開催の第49回定時株主総会でご承認いただいた年額5億4千万円以内の報酬額とは別枠で年額1億円以内とする旨ご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決および効力発生をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬額に関する定めを廃止し、経済情勢及び諸般の事情を考慮いたしまして、第5号議案「監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等の額設定の件」の年額5億4千万円以内の報酬枠とは別枠にて、監査等委員である取締役以外の取締役に対して、株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を年額1億円以内の範囲で報酬として発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

具体的な報酬の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。各監査等委員である取締役以外の取締役への報酬の支給時期、配分等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、現在の取締役は11名であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役以外の取締役11名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役以外の取締役は11名となります。

割り当てる新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 新株予約権の総数ならびに目的となる株式の種類及び数

(1) 新株予約権の総数

3,000個を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限といたします。

(2) 目的となる株式の種類および数

当社普通株式300,000株を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限といたします。新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株といたします。

なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当て、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、

当社は必要と認める調整を行うものいたします。

2. 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算定された公正価額を払込金額といたします。

なお、新株予約権の割り当てを受けた者は、払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものいたします。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により、発行または移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額といたします。

4. 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内といたします。

5. 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の監査等委員である取締役以外の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものいたします。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を必要とするものいたします。

7. その他新株予約権の内容

上記1. から6. の細目および新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以 上

会場のご案内図

会場：愛媛県松山市堀江町1165番地1 三浦研修所
TEL 089-979-7077



交通 JR予讃線より 松山駅より(15分)→堀江駅→徒歩(25分)→三浦研修所
※堀江駅経由は約30～40分毎の運行です。

伊予鉄道バス 松山市駅より北条・堀江方面行(25分)→内宮バス停→徒歩(15分)→三浦研修所
※約15分毎の運行です。

- 松山空港及び松山観光港からお越しの方は、タクシーのご利用が便利です。
- お車でお越しの方は、会場にて駐車場をご用意しておりますので、ご利用ください。
- 会場建物内は、禁煙となっておりますので、ご了承ください。
- なお、会場は三浦美術館(ミウラート・ヴィレッジ)と隣接しております。お時間のある方は、ぜひご来館ください。

MIURA